

令和元年度本校短期研修「審判実務」教材

事例研究
(演習問題)

[科 目] 裁決書の概要・事例研究
[講義日時] 令和元年8月2日(金)
自 8:30 至 13:50
[講 師] 国税不服審判所
国税審判官 石井 邦明

税 务 大 学 校

【事例研究】

- 次の裁決事例に掲げる右の研究事項について、それぞれ検討する。

裁決事例	研究事項
<p>○裁(諸)平24第〇号 平成24年〇月〇日</p> <p>国税不服審判所長 ○ ○ ○ ○</p> <p>審査請求人</p> <p>住所 ○○市△町1番地</p> <p>氏名 総代 Aほか1名 (共同審査請求人明細別紙)</p> <p>原処分庁 X税務署長</p> <p>原処分 平成17年12月13日相続開始に係る相続税の各更正の請求に対して平成23年10月1日付でされた更正をすべき理由がない旨の各通知処分</p> <p>上記審査請求について、次のとおり裁決する。</p> <p>主文</p> <p>審査請求をいずれも棄却する。</p> <p>理由</p> <p>1 事実 (1) 事案の概要 本件は、包括受遺者が遺贈により承継した保証債務を履行したが、債務者に求償できなかつたとして、<u>国税通則法第23条</u>《更正の請求》第2項第1号により行われた<u>更正の請求</u>が適法な請求であるか否かが争われた事案である。</p>	<p>【研究1】争点 (下線部分) の捉え方は妥当か。 併せて、資料1から6に基づき主張整理及び争点整理を行う (別添2)。</p>

(2) 関係法令

イ 相続税法第13条《債務控除》第1項は、相続又は遺贈により財産を取得した者の当該財産に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもののうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による旨規定し、同法第14条《控除すべき債務》第1項は、当該債務は、確実と認められるものに限る旨規定している。

また、相続税法第22条《評価の原則》は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額から控除すべき債務の金額はその時の現況による旨規定している。

ロ 国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のものをいい、以下「通則法」という。）第23条第1項第1号は、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときは、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正の請求をすることができる旨規定している。

また、通則法第23条第2項第1号は、納税申告書を提出した者は、その申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときは、前項の規定にかかわらず、その確定した日の翌日から起算して2月以内に更正の請求をすることができる旨規定している。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 平成17年12月13日（以下「本件相続開始日」という。）に死亡したE（以下「本件被相続人」という。）は、平成12年3月19日及び同年4月2日に有限会社K（以下「K」という。）の株式会社S銀行（以下「S銀行」という。）からの借入れに際し、Kの代表者であるC、同社の役員であるD及び本件被相続人が代表者である有限会社M（以下「M」という。）と共に連帯保証（以下、これにより本件被相続人及びMが負担した保証債務を「本件保証債務」という。）をした。

ロ 審査請求人A及び同B（以下、両名を併せて「請求人ら」という。）は、平成21年11月29日にMと共にSに61,876,490円を支払って本件保証債務を履行した。

ハ 請求人ら及びMは、平成22年8月22日に、K、C及びD（以下、これら3名を併せて「本件債務者等」という。）に対し、本件保証債務の履行に係る求償を求め、求償金請求の訴訟（Y地方裁判所平成22年（ワ）第〇〇号）を提起したところ、同年12月11

【研究2】争点の判断に必要な関係法令を適切に記載しているか。

【研究3】本件で、当事者の主張の整理及び判断の記載を容易にする上で有益な「事実」とは何か。具体的には、求償権の①発生原因、②発生事由、③行使、④行使不能について、事実上の争点以外のもの及び争点を理解する上で前提となる事実を記載しているか。

日に本件債務者等に対し支払を命じる旨の仮執行宣言付判決がなされ、同月 24 日に本件債務者等に対し強制執行ができる旨の執行文が付与された。

ニ Y地方裁判所及び同裁判所Z支部の各執行官は、上記ノハの執行文に基づき平成 23 年 7 月 10 日及び同月 24 日に行われた本件債務者等に対する強制執行の結果について、本件債務者等のいずれの者についても売得金で手続費用を弁済して剩余を生ずる見込みがない事由により執行することができなかった旨の各執行不能調書（Y地方裁判所平成 23 年（執イ）第〇号から第〇号、同裁判所Z支部同年（執イ）第〇号から第〇号、以下、これらを併せて「本件各執行不能調書」という。）を作成している。

ホ 請求人らは、平成 23 年 8 月 12 日に行った各更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）において、上記ロの S 銀行に支払った 61,876,490 円のうち、31,876,490 円は保証債務履行に係る回収不能分として控除すべき債務であるとし、残りの 30,000,000 円は M が負担する保証債務となり同社の出資金の評価額が 7,080,500 円減額されるとしている。

（4）審査請求に至る経緯

イ 請求人らは、本件被相続人の包括受遺者であるが、この相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の申告書に課税価格及び納付すべき税額を次表の「申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した。

請求人ら 区分	A		B	
	申告	更正の請求	申告	更正の請求
課税価格	○○○○ 円	70,932,000 円	○○○○ 円	70,932,000 円
納付すべき税額	22,277,200	13,415,500	22,277,200	13,415,500

ロ 次いで、請求人らは、本件各更正の請求において、課税価格及び納付すべき税額を上記イの表の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の更正の請求をした。

ハ 原処分庁は、これらに対し、いずれも平成 23 年 10 月 1 日付で更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をした。

ニ 請求人らは、これらの処分を不服として、平成 23 年 10 月 31 日に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、平成 24 年 1 月 28 日付でいずれも棄却する旨の異議決定をした。

ホ 請求人らは、異議決定を経た後の原処分に不服があるとして、平成 24 年 2 月 20 日に審査請求をした。

なお、請求人らは、A を総代として選任し、その旨を平成 24 年 2 月 24 日に届け出た。

2 主張

(1) 請求人ら

本件各通知処分は、次の理由により違法であるから、その全部の取消しを求める。

イ 本件被相続人は、Mの所有する建物のみに根抵当権が設定されるものとして本件保証債務を負ったものであったが、実際には本件被相続人が所有する不動産にも根抵当権が設定されたこと、そして、KのS銀行への債務の返済が滞り、本件被相続人が平成17年1月31日に債務の一部を代位弁済するに至ったことから、本件被相続人は、同年5月8日にS銀行及び本件債務者等に対し根抵当権の抹消等を求める調停（Y簡易裁判所平成17年（ヨ）第〇号）を申し立てた（以下、この調停を「本件調停」という。）。

本件調停は不調で平成17年10月3日に取下げとなり、本件被相続人が死亡した後は、請求人らが本件保証債務についてS銀行と交渉を続けたが、S銀行が担保不動産の競売申立てをしたことから、請求人らは、平成21年11月29日に61,876,490円を代位弁済した。

そして、上記1の(3)のハ及びニのとおり、請求人ら及びMがY地方裁判所において本件債務者等に本件保証債務の履行による求償権行使したところ、本件債務者等に求償権の行使が不能である旨の本件各執行不能調書が平成23年7月10日及び同月24日に発せられた。

ロ 上記イのとおり、本件保証債務について、Kが債務の弁済不能の状態で、S銀行からの履行請求により代位弁済し、本件債務者等に求償権行使したところ、本件各執行不能調書により本件債務者等に弁済能力がないことが確定したものである。

したがって、本件各執行不能調書は、求償権の行使不能であることを確定したものであるから、通則法第23条第2項第1号に規定する「申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するものであり、本件各更正の請求は、本件債務者等に対する求償権の行使不能が確定した日である平成23年7月10日又は同月24日の翌日から起算して2月以内に行われた適法な更正の請求である。

(2) 原処分庁

本件各通知処分は次の理由により適法であるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

イ 相続税の課税価格の計算上、相続又は遺贈により取得した財産の価額から控除すべき債務の金額は、相続開始の際現に存するもので、確実と認められる債務に限られ、

【研究4】請求人の主張の中で、争点に係る部分はどれか。

本件を対比表形式にすると次のとおり（要約）。

請求人ら	原処分庁
本件各執行不能調書は、求償権の行使不能であることを確定したものであるから、通則法第23条第2項第1号に規定する「申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するものである。	相続税の課税価格の計算上、相続又は遺贈により取得した財産の価額から控除すべき債務の金額は、相続開始の際現に存するもので、確実と認められる債務に限られ、かつ、その時の現況による価額とされている。 本件のように、相続開始の際に、保証債務を現に有していた場合において、その保証債務を履行したことによる求償権の行使がその相続開始後において不能となつたとしても、そのことにより、相続開始時点における現況が異なるものではないことからすれば、本件各更正の請求は、通則法第23条第2項第1号の「申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」ことに基づく請求であるとは認められない。

かつ、その時の現況による価額とされている。

本件のように、相続開始の際に、保証債務を現に有していた場合において、その保証債務を履行したことによる求償権の行使がその相続開始後において不能となったとしても、そのことにより、相続開始時点における現況が異なるものではないことからすれば、本件各更正の請求は、通則法第23条第2項第1号の「申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」ことに基づく請求であるとは認められない。

したがって、本件各更正の請求は不適法なものである。

- 以上とのおり、通則法第23条第2項第1号の要件を具備せず、他に本件相続税に係る課税価格を減額すべき事由も認められないから、本件各更正の請求に対して更正をすべき理由がないとして行った本件各通知処分はいずれも適法である。

3 当審判所の判断

(1) 認定事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、Kは、資本金が500万円の会社で、当初は飲食業を主な事業目的としていたが、平成18年9月2日に自動車・中古自動車・自動車部品の輸出入、販売を主な事業に変更し、平成23年5月2日に解散している。

(2) 法令解釈

イ 相続税の課税価格の計算上控除すべき債務とは、被相続人の債務で相続開始の際現に存するもので、確実と認められる債務に限られており、保証債務は、債権者と保証人の間に生じ、主たる債務者がその履行をしない場合に、主たる債務者に代わって、その債務を履行するという従たる債務であるから、被相続人が主たる債務者のためになした保証債務が相続された場合でも、将来現実にその履行義務が発生するか否かは不確実であり、仮に将来その保証債務を履行した場合でも、法律上は、その債務の履行は求償権の行使によって補てんされるので、保証債務は原則として確実と認められる債務には該当しない。

そして、保証債務が確実と認められる債務に該当するためには、相続開始の時を基

- 【研究5】 1 「認定事実」欄記載の認定事実は、いかなる争点に係るものか。
2 記載の認定事実は、争点に係る課税要件充足の有無を判断するのに十分なものとなっているか。

準として、主たる債務者が弁済不能の状態であり、かつ、その履行すべき保証債務について主たる債務者及び他の共同保証人に対してもなお債権の回収を受ける見込みのないことが確実になっていなければならず、具体的には、主たる債務者及び他の共同保証人が破産、和議、会社更生あるいは強制執行等の手続の開始を受け、又は事業閉鎖、行方不明等によって債務超過の状態が相当期間継続しながら、他からの融資を受ける見込みもなく、再起のめどが立たないなどの事情によって事実上債権の全部又は一部の回収ができない状況にあることが客観的に認められるか否かで判断すべきと解される。

ロ 通則法第23条第2項第1号の趣旨は、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実について民事上紛争を生じ、判決又は判決と同一の効力を有する和解その他の行為によってこれと異なる事実が確定したため、申告等に係る課税標準等又は税額等が過大になった場合において、後発的に更正の請求を認めようとするものであり、ここにいう判決とは、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実（例えば契約の成否、相続による財産取得の有無等）を訴えの対象とする民事訴訟に係る判決を意味するものと解される。

そして、判決と同一の効力を有する和解その他の行為の「和解」とは、民事訴訟法第89条による裁判上の和解又は同法第275条第1項による訴え提起前の和解をいい、「その他の行為」とは、調書に記載することにより判決と同一の効力を有するものを意味し、例えば、同法第266条に規定する請求の放棄又は認諾、家事審判法第21条による調停等をいうものと解される。

(3) 本件各通知処分について

イ 相続税の課税価格の計算上控除すべき債務とは、上記(2)のイのとおり、相続開始時の現況で判断されるところ、請求人らの主張によると、本件債務者等に対する本件保証債務の履行による求償権の行使不能が確定したのは平成23年7月であり、当該事実の確定が本件相続開始日の現況を示すものと判断できないこと、そして、当審判所の調査及び審理においても、本件相続開始日に主たる債務者であるKが事業閉鎖の状態であるなど、本件保証債務が上記(2)のイの確実と認められる債務であると判断する事実が認められないことから、本件保証債務が相続税の課税価格の計算上控除すべき債務と認めることはできない。

したがって、本件相続税の申告に係る課税価格及び納付すべき税額が過大とはなら

【研究6】「(3) 本件各通知処分について」のイは、争点に即したものとなっているか。

ないから、本件各更正の請求を適法なものと認めることはできない。

ロ また、請求人らは、本件各執行不能調書をもって、通則法第23条第2項第1号に規定する「申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当する旨主張するが、当該規定の判決又は判決と同一の効力を有する和解その他の行為とは、上記(2)のロのとおりであるところ、本件各執行不能調書は、民事執行規則第13条第1項第7号及び執行官規則第17条《調書の記載事項》に基づくもので、民事訴訟に係る判決ではなく、当該調書について判決と同一の効力を有する旨の規定がなく、また、本件各執行不能調書に記載されている内容は、本件債務者等に対する平成23年7月10日及び同月24日における強制執行の結果であり、申告等に係る課税標準等の基礎となる事実、すなわち、本件相続開始日における現況には変更がないのであるから、通則法第23条第2項第1号の判決又は判決と同一の効力を有する和解その他の行為には該当しないものと認められる。

したがって、本件各更正の請求は、通則法第23条第2項第1号の要件を満たしたものとは認められない。

ハ 本件各通知処分のその他の部分については、請求人らは争わず、当審判断に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、更正をすべき理由がない旨を通知した本件各通知処分はいずれも適法である。

(4) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

【別紙】(省略)

【研究7】「(3) 本件各通知処分について」のロは、法令解釈との齟齬はないか。

資料1

- 事案概要図（別添1参照）

資料2

- 審査請求書の「審査請求の理由」欄の記載事項

保証債務については、係争中で、債務者は、支払不能の意思表示をしていたが、保証債務を履行したことによる求償権行使することについての立証が困難なため、訴訟提起し、Y地方裁判所及び同Z支部より各執行不能調書を受領し求償権の行使が不能であると確定した。

本件更正の請求は、国税通則法23条2項の規定に基づくもので、その請求する理由は、保証債務の履行をし、債務者等に対する求償権の行使ができないものである。

資料3

- 答弁書の「請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」欄の記載事項

1 請求人らは、Eを被相続人とする平成17年12月13日相続開始に係る相続税について、請求人らが平成23年8月12日に行った本件各更正の請求に対し、原処分庁が平成23年10月1日付で行った本件各通知処分の全部の取消しを求め、次のとおり主張する。

すなわち、本件保証債務を履行したことによる求償権行使することにつきその執行が不能となったことにより、本件保証債務は「確実と認められる債務」であることが明らかとなり、請求人らの当該事由は、通則法第23条第2項第1号で規定する「申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」に該当することとなる。そして、本件各更正の請求は、当該執行不能の日である平成23年7月10日及び同月24日の翌日から2か月以内の平成23年8月12日に行われており、これは通則法第23条第2項に規定する期間内であることから、本件各更正の請求は当該請求期間内にした適法な請求である。

したがって、本件各更正の請求がその請求期限を超過した不適法な請求であるとした本件各通知処分は不当である。

2 しかしながら、次に述べるとおり、請求人らの主張には理由がなく、本件各通知処分は適法に行われているから、これらが取り消されるべき理由はない。

(1) 請求人らの主張について

請求人らは、本件各更正の請求は、通則法第23条第2項第1号に規定する期間内に行った適法な請求である旨主張する。

しかしながら、相続開始の際、現に存する保証債務を履行したことによる求償権の行使がその相続開始後において不能となったとしても、このことにより、相続開始時点における現況が異なることとならないことからすれば、本件各更正の請求は、その請求の時期に関係なく、通則法第23条第2項第1号に規定する「申告に係る課税標準等または税額等の計算の基礎となった事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定した」ことに基づく請求であるとは認められない。

したがって、本件各更正の請求が適法であることを前提とする請求人らの主張は理由がない。

(2) 本件通知処分について

上記(1)に述べたとおり、請求人らの主張には理由がなく、他に本件相続税に係る課税価格を減額すべき要素も認められないとからすれば、本件各更正の請求に対して更正をするべき理由がないとして行った本件各通知処分は適法である。

3 以上のとおり、請求人らの主張には理由がなく、本件各通知処分は適法に行われており、当該各処分が取り消されるべき理由はないから、本件審査請求はいずれも棄却されるべきである。

資料4

○ 面談事績書の「面談事績」欄の記載要旨

面談先 審査請求人の代理人（税理士）

目的 審査請求人から、審査請求書に記載された「審査請求の理由」の趣旨説明を求める。

- 1 「保証債務については係争中で」とあるが、ここでいう「係争」とは請求人らが主たる債務者らに対する求償権の行使及び仮執行に係る訴訟のことである。
- 2 「保証債務を履行したことによる求償権」とは、請求人らが平成21年11月29日に㈱S銀行に対しても代位弁済に係るものと指す。
- 3 本件更正の請求をした趣旨は、1の訴訟において執行文付判決を得、これに基づく執行を行った結果、執行不能となり平成23年7月10日及び同月24日に執行不能調書を受領したため、保証債務が「確実と認められる債務」になったと判断し、更正の請求をすることとしたものである。
- 4 本件更正の請求に係る適法性の主張は、通則法23条2項1号の規定を根拠とするものである。具体的には、「本件各執行不能調書」は同号に規定する「判決及び判決と同一の効力を有する和解その他の行為」に当たるとする主張である。
- 5 更正の請求が通則法23条1項の規定に基づくものであるとの主張は、既に更正の請求の期間が過ぎているので、行わない。

資料5

○ 反論書における「審査請求人の主張」欄の記載要旨

審査請求人は㈱S銀行に代位弁済したので、債務者Kの代表者Cらに対して求償権の請求訴訟を提起し、平成22年12月11日で執行文付の勝訴判決を得た。そして、Cらに支払請求をしても応答がないことから、強制執行をしたが、平成23年7月24日、Y地方裁判所及び同Z支部から執行不能の通知があった。これにより、求償権の回収不能が確定したので、通則法23条2項により更正の請求をしたものである。

(注) 反論書に対する原処分庁の意見「本件各通知処分がいずれも適法であることについては、既に答弁書で述べたとおりであり、請求人の反論書に対する新たな意見はない。」

資料6【釈明陳述録取書の陳述内容（陳述者 A）】

請求人らのこれまでの主張を整理すると次のとおりである。

○ 次の理由により、請求人らが平成23年8月12日に行った本件各更正の請求に対して、平成23年10月1日付でされた本件各通知処分は違法であるから全部の取消しを求める。

- (1) 本件被相続人及び本件被相続人が全額出資するMは、平成12年3月19日及び同年4月2日にKを主たる債務者とするS銀行からの資金借入の連帯保証人となり、かつ根抵当権設定者となった（本件保証債務）。
- (2) 本件被相続人は平成17年12月13日に死亡し、遺言により、請求人らは、それぞれ2分の1の割合による包括受遺者となった。
- (3) 被相続人の包括受遺者となった請求人らは、上記(1)の本件被相続人の本件保証債務を承継した。
- (4) その後、請求人ら及び請求人らが全額出資するM（代表者A）は、S銀行から本件保証債務の履行要求（担保不動産の競売申立て等）を受け、S銀行との示談成立により、平成21年11月29日に代位弁済した。そこで、請求人ら及びMは、本件保証債務を履行したことにより、主たる債務者K及び他の連帯保証人C、Dに対し求償権を行使することについて、同22年8月22日にY地方裁判所に訴訟を提起して、同年12月11日に仮執行宣言付の勝訴判決を受け、同年12月24日に執行文を得た。
- (5) そして、本件執行文に基づき強制執行した結果、主たる債務者及び他の連帯保証人に対する求償権の行使が不能であるとして、Y地方裁判所及び同裁判所Z支部の各執行官名義による本件各執行不能調書が平成23年7月10日及び24日付でそれぞれ発せられた。
- (6) この本件各執行不能調書は、「本件保証債務の求償権の行使による回収不能が確定した」ことを明らかとしたもので、国税通則法第23条第2項第1号で規定する、申告等に係る課税価格等の計算の基礎となった事実に関する訴えについて、判決により当該事実が異なることとなった場合に当たり、同条同項同号に規定する判決に該当するものである。
- (7) したがって、本件各更正の請求は、当該各執行不能調書が確定した日である平成23年7月10日及び同月24日の翌日から起算して2月以内の平成23年8月12日に行われており、本件各更正の請求は、通則法第23条第2項第1号に規定する期間内にした適法な請求である。

現時点においては、以上の点について以外については争いません。

平成〇年〇月〇日

〇〇市△町△番地 審査請求人総代 A

※ 本件釈明陳述録取書に対する原処分庁の意見書は「新たな意見はない」となっている。

○ 相続税法（抄）

（相続税の課税財産の範囲）

第2条 第1条の3第1号又は第2号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

（債務控除）

第13条 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下この条において同じ。）により財産を取得した者が第1条の3第1号又は第2号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

- 一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）
- 二 被相続人に係る葬式費用

（控除すべき債務）

第14条 前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

（評価の原則）

第22条 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

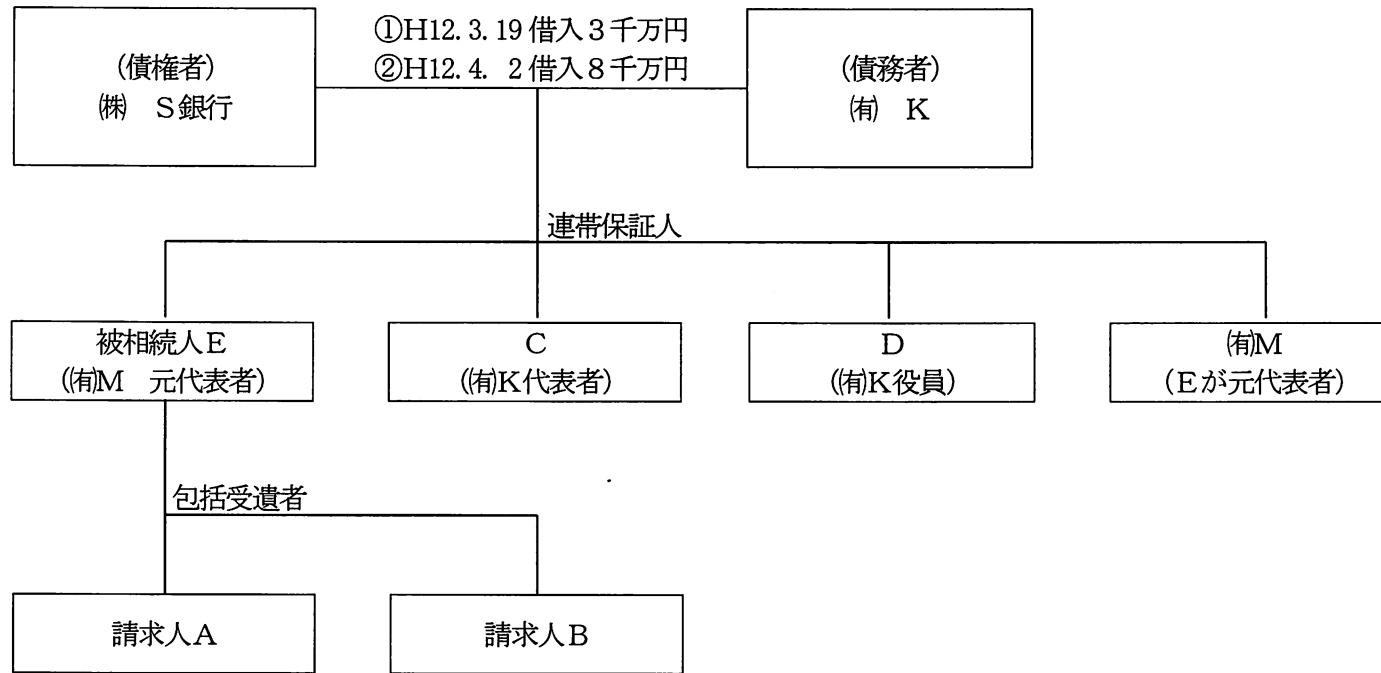
○ 国税通則法（抄）（平成23年法律第114号による改正前のもの）

（更正の請求）

第23条 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

- 一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
- 2 紳税申告書を提出した者又は第25条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の一に該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。
 - 一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。 その確定した日の翌日から起算して2月以内

別添1 (資料1 事案概要図)



17.12.13 E死亡

21.11.29 請求人らと(有)Mが株S銀行へ弁済 (合計 61,876,490円)

請求人A 15,938,245円

請求人B 15,938,245円

(有)M 30,000,000円

22.08.22 請求人らと(有)Mは、債務者(有)K及び連帯保証人C・Dに対し、求償金の請求及び仮執行の宣言を求める訴えを提起

22.12.11 請求人らの主張を認容する仮執行宣言付判決 (22.12.24 執行文付与)

23.07.10・24 執行不能確定 (本件各執行不能調書)

○国税通則法第23条第2項第1号の課税要件

課税要件	請求人らの主張	原処分庁の主張
(手続的要件) ① 申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)であること		
② 申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したこと		
③ その確定した日の翌日から起算して2月以内に更正の請求がなされていること		
(実体的要件) ④ 申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大であること		